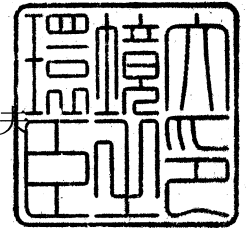




諮 問 第 388 号
環水大発第 1412081 号
環水大土発第 1412081 号
平成 26 年 12 月 8 日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
望 月 義 夫



水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の
規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、
水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出水の排出、地下浸透水
の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて、貴審議会の意見を
求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁防止法に基づく排出規制及び地下浸透規制については、順次必要な
規制項目の追加等の見直しを行ってきており、現在、28 項目が有害物質として
設定されているところである。

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の
項目であるトリクロロエチレンについては、新たな知見を踏まえ、平成 26 年 11
月に当該項目の基準値の見直しを行ったところである。

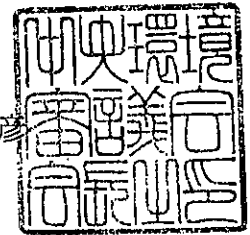
本諮問は、このような状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を
防止するため、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の
規制に係る項目の許容限度等の見直しについて、貴審議会の意見を求めるもの
である。



中環審第798号
平成26年12月8日

中央環境審議会 水環境部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の
許容限度等の見直しについて（付議）

平成26年12月8日付け諮問第388号、環水大水発第1412081号及び環水大土発第1412081号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。